

附表－27

海岸の氾濫等の通報を行う区間

区間名	区 間
黒部市区間	富山県黒部市荒俣地先（黒部川河口）から 富山県黒部市大島地先（片貝川河口）まで
入善町区間	富山県下新川郡入善町古黒部地先（小川河口）から 富山県下新川郡入善町芦崎地先（黒部川河口）まで
朝日町区間	富山県下新川郡朝日町境地先（新潟県境）から 富山県下新川郡朝日町赤川地先（小川河口）まで

附表－27 の 1

海岸の氾濫等の通報基準及び通報担当官署等

区間名	通報基準	関係水防 管理団体	通報担当官署
黒部市 区 間	・巡視や監視カメラにより、 氾濫の発生を確認した場合	黒部市	黒部河川事務所 黒部海岸（黒部地区） 入善土木事務所 黒部漁港海岸 黒部市 石田漁港海岸
入善町 区 間	・巡視や監視カメラにより、 氾濫の発生を確認した場合	入善町	黒部河川事務所 入善海岸（入善地区） 入善町 入善漁港海岸
朝日町 区 間	・巡視や監視カメラにより、 氾濫の発生を確認した場合	朝日町	黒部河川事務所 朝日海岸（赤川・東草野地区） 入善土木事務所 朝日海岸（境地区） 朝日海岸（宮崎地区） 宮崎漁港海岸 朝日海岸（朝日地区） 朝日海岸（大屋地区）

※「氾濫の発生」とは、越波や越流、堤防決壊、背後地の浸水等をいう。